

シリーズ勉強会『地域の公共交通とまちづくりを考える』 第5回

国土交通省もやる気になった？

地域公共交通計画をつくろう

令和5年5月

北勢線とまち育みを考える会

# 今日のお話の概要

0. プロローグ
1. 地域公共交通に関する法制度の変遷
2. 改正地域交通活性化再生法(R2. 6)の概要
3. 今国会で可決成立した改正地域交通活性化再生法
4. 令和5年度に用意されている地域公共交通に対する支援
5. 地域公共交通計画を作ろう
6. エピローグ

## 第1章

# 地域公共交通に関する法制度の変遷

# 公共交通に関する法律の制定、改正

平成12年5月 道路運送法改正

平成18年5月 道路運送法改正

平成19年5月 地域公共交通活性化再生法制定

平成25年12月 交通政策基本法制定

平成26年5月 地域公共交通活性化再生法一部改正

令和2年6月 地域公共交通活性化再生法一部改正

令和5年4月 地域公共交通活性化再生法一部改正可決成立

# 平成12年5月の道路運送法改正

改正のポイント……一言でいえば規制緩和の改正

- ・ 乗合バス事業について需給調整規制廃止

事業参入 免許制→許可制

事業退出 許可制→事前届出制 等の規制緩和

+ 新規参入、柔軟な運賃、サービス多様化等が可能

- 交通事業者の意思で路線廃止が可能

⇒ 路線バスの撤退が進む

# 平成18年5月の道路運送法改正

改正のポイント……**地域住民の足の確保**に舵を切る改正

- ・自家用自動車による有償旅客運送制度(78条)創設

- ・**乗合バス事業の対象範囲拡大**

　　コミュニティバス、デマンド交通、乗合タクシー等

　　⇒ 乗合バス事業に統合

- ・**地域公共交通会議**による簡略化された手続き

　　地域のニーズに即した

　　運行形態やサービス水準、運賃等 **協議を経て⇒決定**

# 平成19年5月の地域公共交通活性化再生法制定

正式名称: 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

同法のエッセンス… **地域住民の足を確保の仕組みづくり**

## ① 公共交通の活性化協議会を設置

目的: 地域主体で公共交通の活性化に向けて取り組むため

構成: 市町村、交通事業者等の関係者

## ② 協議会で「地域公共交通総合連携計画」を作成

## ③ 特に重要なものは関係法律の特例による支援措置

『頑張る地域を応援する制度』

# 平成25年12月の交通政策基本法制定

## 交通政策基本法の内容

- ・ 交通政策に関する基本理念やその実現に向けた基本的施策、国や地方公共団体の責務などを定めた法律

## 同法で定めた基本的な施策

- ・ まちづくりと一体化した公共交通ネットワーク維持・発展  
⇒ **地域の活性化**
- ・ 国際的人流・物流・観光の拡大 ⇒ **国際競争力の強化**
- ・ 防災・減災対策、多重性・代替性向上 ⇒ **巨大災害への備え**
- ・ バリアフリー化等**利便性向上**
- ・ 情報通信技術(**ICT**)の活用

# 平成25年12月の交通政策基本法制定

# 交通施策推進の役割分担

# 国 : - 交通政策基本計画策定

地方公共団体:- 自然的経済的・社会的諸条件に応じた  
                  施策を策定、実施  
- まちづくり等の観点を踏まえ  
                  総合的、計画的に実施

# 平成26年5月の地域公共交通活性化再生法一部改正

改正のポイント…**まちづくり施策**の中に地域住民の足確保を  
明確に位置づけて国の支援手順を盛り込む

- ① 「地域公共交通総合連携計画」⇒「地域公共交通網形成計画」
  - ・コンパクトな**まちづくり施策**と連携
  - ・**面的な公共交通ネットワーク**の再構築
- ② 地域全体の公共交通ネットワーク再編するため
  - ・…各地域で「地域交通再編実施計画」を作成  
⇒国の認定により個別事業法上の特例を受けられる

# 令和2年6月の地域公共交通活性化再生法一部改正

改正のポイント…地域住民の足確保の枠組みを拡大するとともに  
　　国の支援策の充実を図る

地方公共団体が、交通事業者等と連携して、

- ① 公共交通を中心に地域の輸送資源を総動員する  
　　交通計画を作成
- ② 最新技術等も活用しつつ、既存の公共交通サービスの  
　　改善・充実を徹底

国が予算面とノウハウ面から支援

　　⇒ 持続可能な地域公共交通を実現

第2章

## 改正地域公共交通活性化再生法(R2. 6)

## この改正の背景にある社会情勢

地域公共交通が維持できなくなる

- 人口減少 ⇒
- ・ 公共交通サービス需要縮小
  - ・ 運転者不足

⇒ 地域公共交通維持・確保が困難に

一方で、移動手段の確保が急務

高齢者の運転免許返納増

⇒ 受け皿としての移動手段確保が重要課題

## 改正法における国土交通省の現状に対する対応方針

- ① 地域ごとに、バス・タクシーの労働力確保とサービス維持を図りながら、サービスが不足する地域では、その他の**移動手段を総動員**して移動ニーズに対応する。
- ② その際、MaaS、AIによる配車、自動運転などの**最新技術を活用**して、高齢者や外国人旅行者を含む幅広い利用者に使いやすいサービスの提供を促進する。
- ③ ①と②について、**地方公共団体**が中心となって取り組める**制度を充実・強化**していく。

## この改正の肝

- ① 地域公共交通網形成計画を「地域公共交通計画」と改め、  
地方公共団体の**作成を努力義務**として規定。
- ② 「地域旅客運送サービス継続事業」、「地域公共交通利便  
増進事業」等を創設し、地域における移動手段の確保や  
地域公共交通の**充実を図る制度**を整備。

## 法改正後の公共交通改善の流れ

全ての地方公共団体において地域交通に関するマスターplan  
**「地域公共交通計画」を策定(努力義務化)**



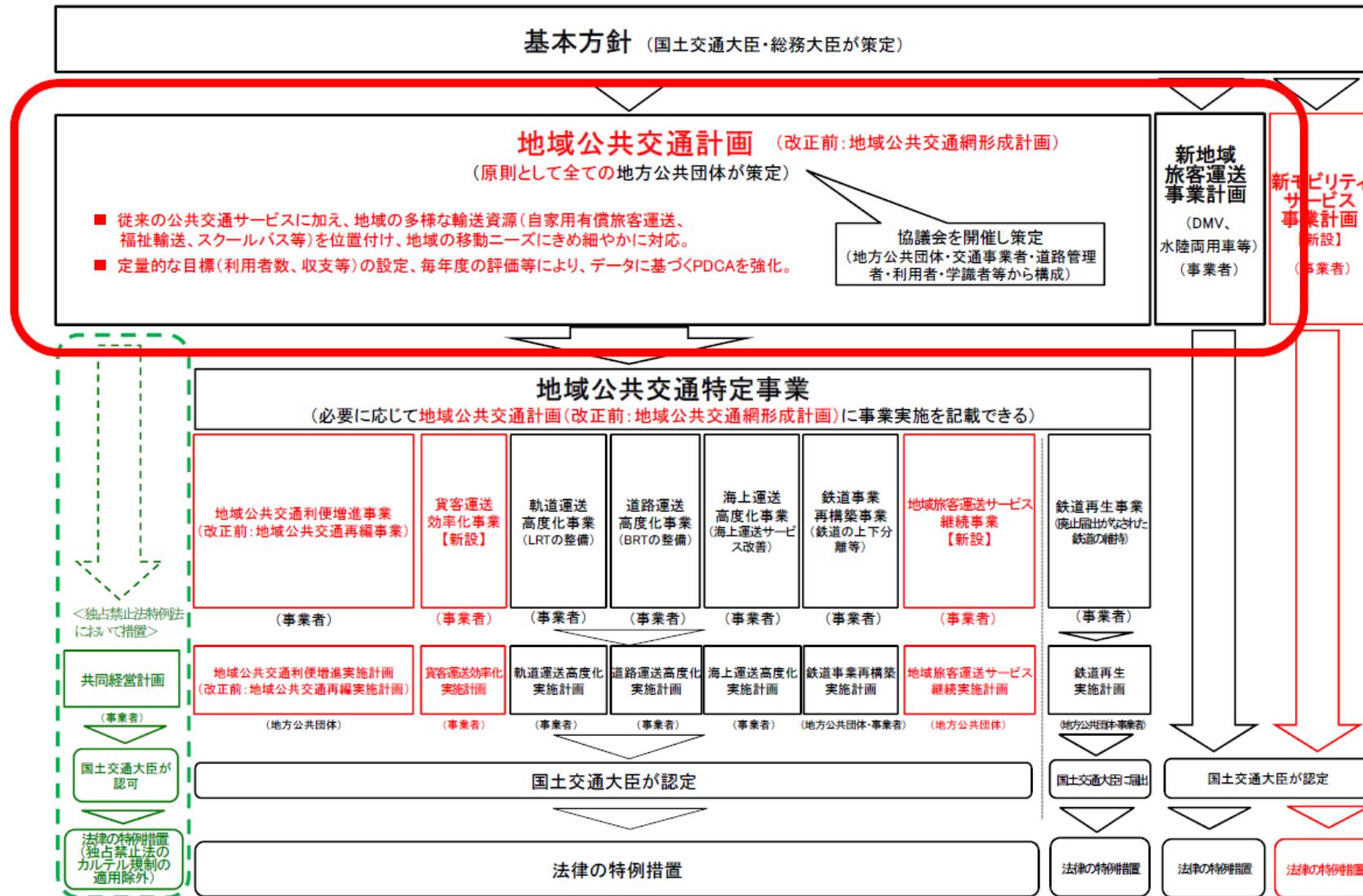
交通事業者等地域関係者との**協議**



公共交通の改善、移動手段の確保

地域が自らデザインする地域の交通  
「地域公共交通計画」

# 地域が自らデザインする地域の交通



## 「地域公共交通計画」作成の努力義務化

- 「地域公共交通計画」とは地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(令和2年11月改正)に基づき、地方公共団体が作成する「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープラン。
- 地方公共団体は、「地域公共交通計画」を作成するよう努めなければならない。

まずは、自分事として地域で考えなさいということ

## 法改正に伴う計画の変化

- ・計画対象の拡大  
個々の連携 ⇒ ネットワークの確保 ⇒ **総合的サービス拡充**
- ・計画作成の位置づけ  
作成することが可能 ⇒ 作成を法的に**努力義務化**  
**すべての地方公共団体**で作成実施
- ・実効性の担保の方策  
具体的な目標設定 ⇒ 具体的数値明示・達成状況評価  
⇒ **定量的目標設定・評価の仕組み制度化・PDCA**

## 計画のポイント\_1

### ①まちづくり・観光振興等地域戦略との一体性を確保

- ・コンパクトシティ等まちづくり施策との一体的推進
- ・観光客の移動手段の確保等、観光振興施策との連携

### ②地域全体の地域旅客運送サービスの持続可能な提供

- ・公共交通をネットワークとして捉え、幹線・支線の役割分担を明確化
- ・ダイヤや運賃等のサービス改善による利用者の利便性向上

# 地域公共交通計画の対象となる運送サービスを拡大



自家用有償旅客運送  
福祉輸送  
スクールバス等も  
地域旅客運送サービス  
として計画の対象に

## 計画のポイント\_2

### ③地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ

- ・ 地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等)を**最大限活用**
- ・ MaaSの導入等、**新技術を活用した利用者利便性向上**

### ④住民の協力を含む関係者の連携

- ・ 法定協議会設置 ⇒ 地域の関係者と協議  
⇒ 地域の移動ニーズに合わせ**自ら地域交通をデザイン**

## 目標設定と評価

- ・利用者数、収支、行政負担額などの定量的な目標の設定と毎年度の評価・分析等の努力義務化



地域公共交通計画の作成に当たっては、  
「定量的な目標設定」(法第5条第4項)  
「毎年度の調査、分析及び評価の実施」(法第7条の2第1項)  
データに基づくPDCAを強化するねらい

## 補助制度との連動化

平成26年改正活性化再生法の補助制度のルールでは…

- ・網形成計画の作成を補助要件としていない
- ・網形成計画の具体的な内容…各地域の判断

今回の改正では…



- ・地域公共交通計画の作成・補助系統等の位置付け明確化  
⇒ **補助制度適用の要件**とする
- ・原則として法定協議会に対し補助を行う

そのねらいは…



効果的・効率的な補助の実現

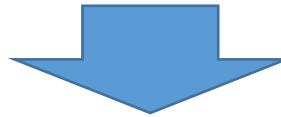
支援メニューの充実  
「地域公共交通特定事業」

## 国の支援メニュー「地域公共交通特定事業」

「地域公共交通特定事業」

特に重点的に取り組むことが期待される事業メニュー

国による認定を受けた事業



関係法律の**特例**による支援措置

を受けられる

# 支援メニュー

地域で実現したいこと	活用できる事業	事業の概要
複数事業者間で路線やダイヤ・運賃の調整を行いたい	地域公共交通利便増進事業【新設】 (改正前:地域公共交通再編事業)	地域公共交通の利用者の利便を増進するため路線等の編成や事業内容の変更、等間隔運行や定額制乗り放題運賃の設定等を行う事業併せて、独占禁止法特例法により、乗合バス事業者間等の共同経営について、カルテル規制を適用除外する特例を創設
貨客混載に取り組みたい	貨客運送効率化事業【新設】	貨客混載の取組の実施により公共交通の生産性向上を図る事業
LRTを導入したい	軌道運送高度化事業 (LRTの整備)	LRTの導入等により、定時性の確保、速達性の向上、快適性の確保等の運送サービスの質の向上を図る事業
BRTを導入したい	道路運送高度化事業 (BRTの整備)	BRT等の導入による定時制、速達性及び快適性に優れた道路運送を確保する事業
事業継続が難しい鉄道事業の事業構造の変更を進めたい	鉄道事業再構築事業	継続が困難又は困難となるおそれのある鉄道事業について、市町村等と鉄道事業者が協働で計画を作成し、存続を図る事業
事業継続が難しい路線バス等の生活交通の事業継続を図りたい	地域旅客運送サービス継続事業【新設】	廃止が見込まれる路線バス等について、公募により新たなサービス提供事業者を選定し、地域旅客運送サービスを継続する事業
廃止届出がなされた鉄道の維持を図りたい	鉄道再生事業	鉄道事業者と市町村が連携して、事業の廃止届出がなされた鉄道事業の維持を図る事業

## 地域公共交通利便増進事業【新設】

### ○「地域公共交通利便増進事業」創設

- ・路線効率化
- ・「等間隔運行」「定額制乗り放題運賃」「乗継ぎ割引運賃」

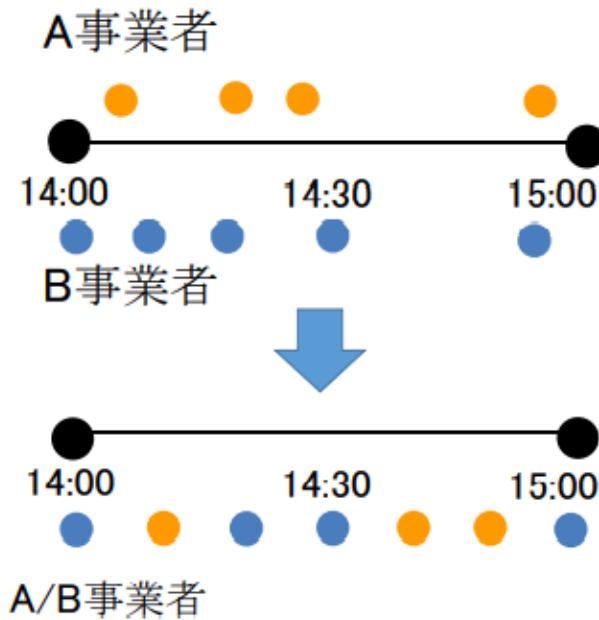
等のサービス改善を促進

### ○併せて独占禁止法特例法カルテル規制適用除外特例創設

- ・乗合バス事業者間等の共同経営

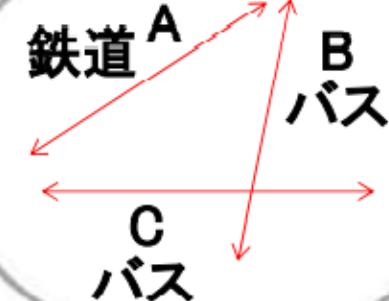
# 地域公共交通利便増進事業施策イメージ

だんご状態  
のダイヤ



等間隔で  
利用しやすく

等間隔運行



A+B+C  
=300円／日  
何回乗っても  
最大300円  
・・・など

定額制乗り放題運賃

## 乗合バス等の共同経営(カルテル)の認可

- 国土交通大臣の認可を受けて行う乗合バス等の共同経営には独禁法を適用しない
- 申請者による共同経営計画の提出、法定協議会への意見聴取、国土交通大臣の認可基準、公取委との協議サービス維持・利用者利便増進の確保が条件

## 適用除外の対象になる共同経営によるサービス内容

- ① ネットワーク内の路線・運行系統について、利用者が一定の条件の範囲内で地域公共交通を利用することができる**運賃・料金の設定** – 定額制乗り放題 等
- ② ネットワーク内の路線・運行系統の**共同・分担運行** – 「ハブ・アンド・スポーク型」のネットワーク再編 等
- ③ ネットワーク内の路線・運行系統の**運行回数・運行時刻の設定** – 等間隔運行、パターンダイヤ 等  
⇒ 運賃プール等の必要な行為が可能に

## 熊本市内バス5社の共同経営事例

### 熊本地域乗り合いバス事業共同経営計画

- ・ 参加事業者

九州産交バス、産交バス、熊本電気鉄道、  
熊本バス、熊本都市バス 以上5社

- ・ 実施事項

複数の事業者が重複運行している**4区間**で運行主体、便数を調整  
⇒浮いた運転手、車両 開発地域での延伸に充当

# 熊本 共同運営の概要

## 計画区域・対象路線

複数のバス事業者が重複して運行する代表4区間+効率化で生じた余剰の充当先（熊本駅周辺の開発の対応）※右図参照

## 共同経営の概要

## ①旧3号線方面の最適化〈植木・山鹿方面〉

重複路線の見直し、待ち時間の平準化、系統移譲に伴う定期券の継続措置、熊本駅方面の路線延伸（余剰の充当）

## ②川尻市道方面の最適化（川尻・松橋方面）

### 重複路線の見直し、待ち時間の平準化

### ③産業道路・国体道路方面の最適化 〈長嶺方面〉

重複路線の見直し、待ち時間の平準化、系統移譲に伴う定期券の継続措置

#### ④旧57号線方面の最適化〈楠・大津方面〉

重複路線の見直し、待ち時間の平準化、2社共通の乗継割引、熊本駅方面、武蔵ヶ丘・光の森方面の路線延伸（余剰の充当）

## 共同経営の目標

## ①収益性・効率性の向上

重複区間の効率化等により、収益性は約31百万円の改善、サービス維持に必要な人員5.6人/日・車両4.7台/日の軽減

## ②サービス提供維持の目標

利用者利便の水準を維持しつつ、対象55系統のサービス維持

**対象路線図**

〈重複区間〉  
複数のバス事業者の路線が競合し、各方面の路線が集まる幹線区間

1 旧3号線区間

2 川尻市道区間

3 産業道路・国体道路区間

4 旧57号線区間

余剰の充当  
(桜町-熊本駅間)

計画区域

対象路線

その他路線

重複区間

## 徳島県南部 並行するバスと鉄道の連携事例

徳島バス株式会社と四国旅客鉄道株式会社の共同経営

特徴：鉄道とバスの交通モードの垣根を超えたサービス展開

実施事項：

JR牟岐線阿南駅以南の区間

並行運行する徳島バス（大阪から室戸方面への高速バス）

にもJR乗車券で乗車可能

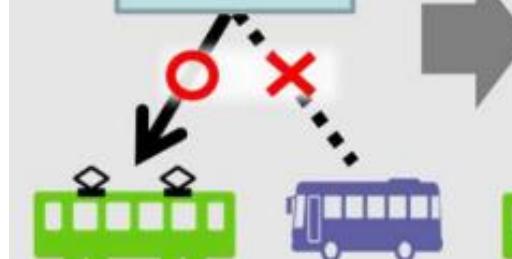
# 徳島バスとJR四国の連携概要



## ①JR乗車券類で徳島バスの利用を可能化

共同経営開始前

JR乗車券類

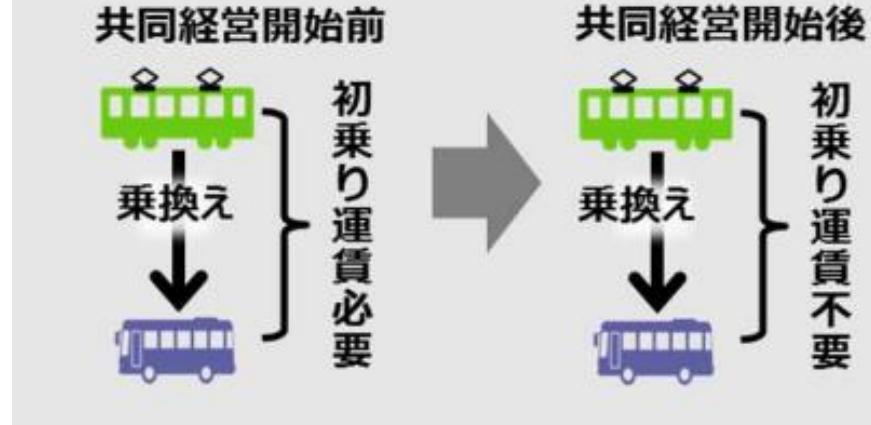


## ②通し運賃の適用

共同経営開始前

乗換え

初乗り運賃必要



### 第3章

## 今国会で可決成立した 改正地域交通活性化再生法

## 地域公共交通「リ・デザイン」(再構築) ①

### (1) 地域の関係者の連携と協働の促進

- 法律の目的規定に「地域の関係者」の「連携と協働」を追加
- 国の努力義務として  
「関係者相互間の連携と協働の促進」を追加
- 地域公共交通計画への記載に努める事項に  
「地域の関係者相互間の連携に関する事項」を追加

## 地域公共交通「リ・デザイン」(再構築) ②

### (2) ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設・拡充

- 地方公共団体又は鉄道事業者からの要請に基づき、  
国土交通大臣が組織する「再構築協議会」制度を創設  
協議会において「再構築方針」を作成

## 地域公共交通「リ・デザイン」(再構築) ②

### (2) ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設・拡充

#### ○協議会において

①鉄道輸送の維持・高度化 ②バス等への転換

のいずれかにより利便性・持続可能性の向上を図るための方策について協議が調ったときは**再構築方針**を作成。国は協議が調うよう積極的に関与。

## 地域公共交通「リ・デザイン」(再構築) ②

### (2) ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設・拡充

- 再構築方針等に基づいて実施する「鉄道事業再構築事業」を拡充し、路線の特性に応じて鉄道輸送の高度化を実現。
- 国は、大臣認定を受けた同事業によるインフラ整備に取り組む自治体について、社会資本整備総合交付金等により支援。

第4章 令和5年度に用意されている  
地域公共交通に対する支援

## 地域公共交通再構築事業　社会资本整備総合交付金

○交付金事業者　地方公共団体

○補助率　　1/2

○交付対象事業

地域公共交通特定事業の実施計画の認定を受けた、持続可能性・利便性・効率性の向上に資する施設整備

- ・鉄道施設(駅施設、線路設備、電路設備、信号保安設備等)の整備
- ・バス施設(停留所・車庫・営業所・バスロケ施設等)の整備

## 先進車両導入関連事業

○鉄道・バスに係るEV車両、自動運転車両など先進的な車両導入や、その機能改良・高度化についての実証研究等を支援することにより、より持続可能で利便性・生産性の高い地域交通へと再構築を図る

(対象事業)先進的な車両の導入・機能改良等に関する経費

(補助率)補助対象経費の1/2

(補助対象事業者)地方公共団体

地方公共団体からの補助金を受けて、民間事業者等も事業実施可能

## エリア一括協定運行事業

自治体と交通事業者が協定を締結し、**一定のエリアについて一括して運行する事業**に対する補助制度

- 自治体と交通事業者との間でサービス水準（運賃、路線、運行回数）、自治体の費用負担、官民の役割分担等を内容とした協定を締結
- 自治体は、事業者に対し当該運行に対する「交通サービス購入費用」としての対価を支払い、事業者は協定に基づき複数年にわたり運行
- 国は、事業初年度に事業期間全体の支援額を明示し、期間を通じて予算面で支援

## 第5章

# 地域公共交通計画を作ろう

# 地域公共交通計画等の作成と運用の手引き

- ・ 地域公共交通計画等の作成と運用の手引き
  - 地域公共交通活性化再生法に基づき、**地域の移動手段の確保・充実の手順や考え方**を示したもの
    - ⇒ 地域公共交通計画作成のポイントを明確化
    - ⇒ 計画作成において**検討すべき事項**を明確化

# 手引きの構成

## 手引き全体

### 入門編

はじめに 地域公共交通計画の背景・趣旨を理解しましょう

1 地域公共交通計画作成のポイントを理解しましょう

2 地域の問題点・課題を明確にしましょう

3 協議会運営を工夫しましょう

4 目標設定と検証の方法を考えましょう

5 これからのサービスの在り方を考えましょう

おわりに 作成した地域公共交通計画の記載事項をチェックしましょう

適宜参考

### 詳細編

1 地域公共交通計画作成について

2 地域公共交通特定事業について

3 地域旅客運送サービス継続事業について

4 地域公共交通利便増進事業について

5 地域の現状や移動特性・ニーズを把握する手法について

6 将来の公共交通を考える手法について

7 上位・関連計画との連携について

8 法定協議会等について

9 方針・目標の設定及び評価手法について

10 具体的な施策・事業の検討について

11 新モビリティサービス事業について

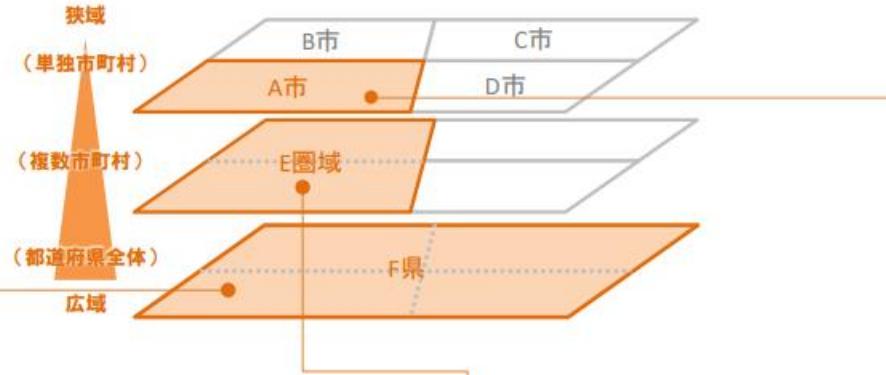
## 計画の作成主体

### 〔計画の作成主体〕

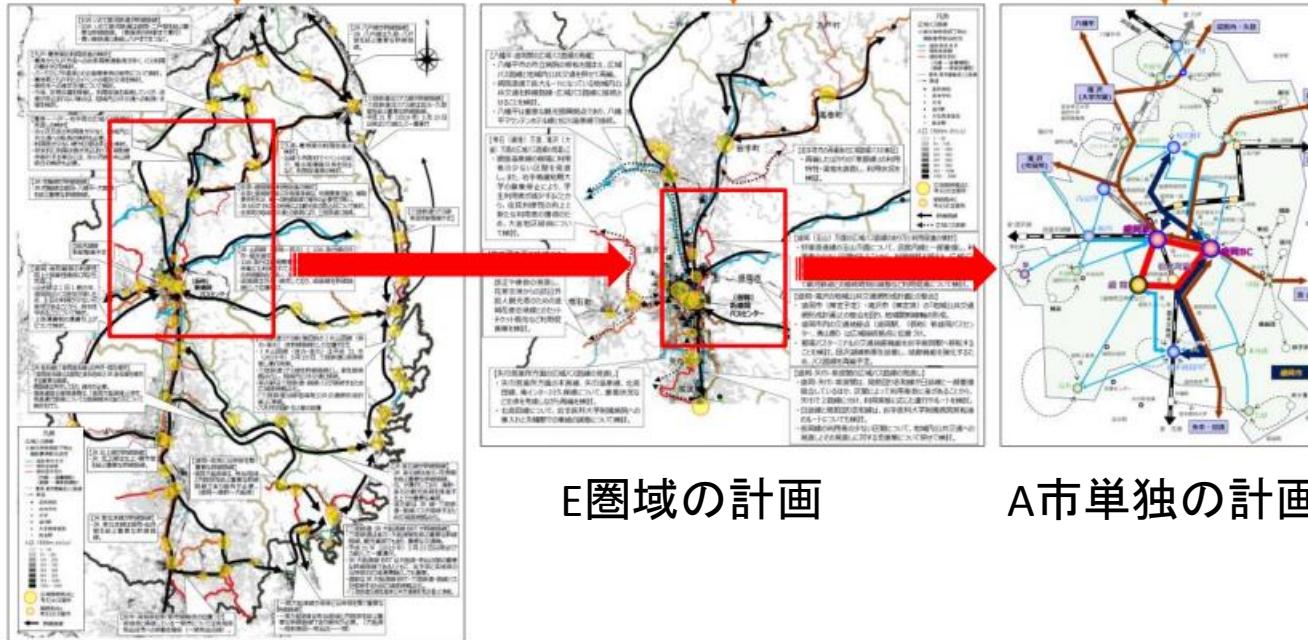
- ① **単独市町村**による作成
- ② **複数市町村**による共同での作成
- ③ 都道府県と区域内の市町村による共同での作成

# 計画の階層イメージ

## ■計画区域のイメージ



## ■計画作成の例



# 地域公共交通計画作成済自治体 三重県関係

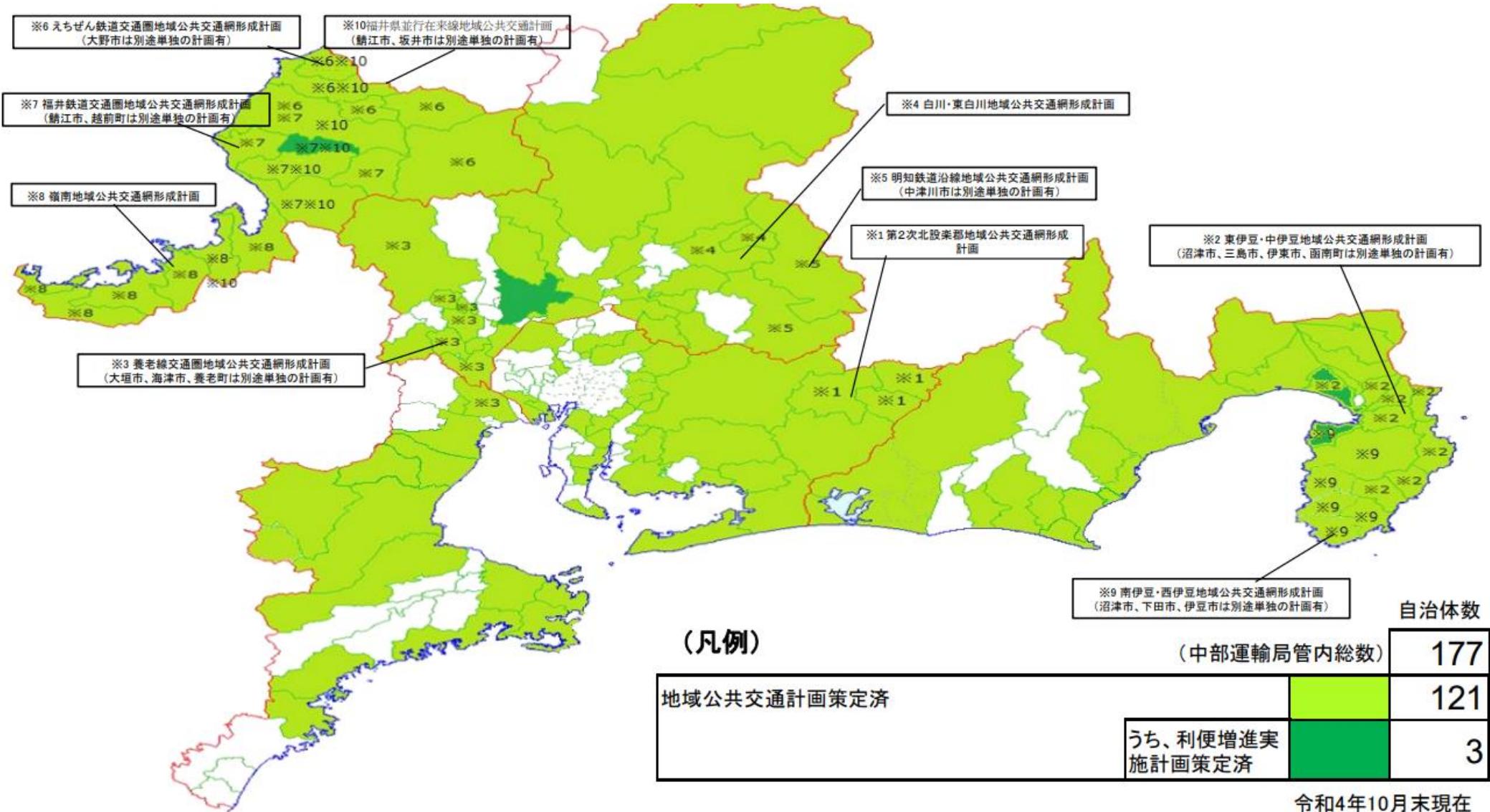
○三重県
津市
四日市市
伊勢市
松阪市
伊賀市
名張市
尾鷲市
鳥羽市
亀山市
志摩市
紀北町
東員町
南伊勢町

赤字:立地適正化  
計画作成済

○岐阜県
岐阜市
高山市
恵那市・中津川市
羽島市
美濃加茂市
土岐市
各務原市
閑市
多治見市
飛騨市
海津市
山県市
養老線沿線地域 (大垣市・桑名市・海津市・養老町・神戸町・揖斐川町・池田町)
郡上市
中津川市

沿線複数市町による  
圏域計画

# 地域公共交通計画作成済自治体（中部運輸局管内）



# 桑員地区の地域公共交通計画作成状況

作成済自治体

- ・ 東員町

沿線複数自治体による圏域計画

- ・ 養老線沿線地域(桑名市以外は岐阜県内の市町)

岐阜県が先導

桑名市は圏域の自治体として作成

# 地域公共交通計画の法定記載事項

- ① 地域公共交通の活性化・再生の推進に関する基本の方針
- ② 計画区域
- ③ 計画目標
- ④ 目標を達成するために行う事業・実施主体
- ⑤ 計画達成状況の評価に関する事項
- ⑥ 計画期間
- ⑦ その他地方公共団体が必要と認める事項

## 地域公共交通計画 法定の記載に努める事項

- ① 計画に定められた目標を達成するために行う事業に必要な資金の確保に関する事項
- ② 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項
- ③ 観光の振興に関する施策との連携に関する事項
- ④ 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

## 計画制度と補助制度の連動化

### ○ 補助事業の認定申請

- ・ 地域公共交通計画(本体)に
  - 補助系統の地域の公共交通における位置付け
  - 補助事業の必要性等 を記載
- ・ 補助事業についてのみ記載



地域公共交通計画の各記載事項に溶け込ませて記載

エピローグ まとめに代えて

## まずは動き出そう！

じっと待っていたら誰かが手助けしてくれるわけではありません。  
好むと好まざると計画作成が努力義務になったのですから  
とにかく自分たちで  
「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」  
を描かなければなりません。  
まず、一步を踏み出すことが必要です。

## みんなで自分事として考えよう

自分たちが暮らしている地域の将来像を描くわけですから、任せにはせずに自分事としてみんなが考えなければなりません。

役所任せ、コンサルに丸投げといったことでは、魂のこもった計画はできません。本気度が見えてこない計画では、国からの補助金をもらうこともできないと思います。

この計画づくりでは、地域の**本気で取り組む姿勢**が試されているのです。

本気で取り組めば解決の糸口が見えてくるはず

計画作成を努力義務にした見返りとして  
努力したところにはさまざまな支援メニューが用意されています。  
努力している地域には手厚く援助し  
努力を怠っている地域は見放すような様子がうかがえます。  
しっかり努力して手厚い援助を受けられるように  
みんなで頑張ってみませんか。